

全国

ぜんこく  
しぎかいじゅんぼう

平成18年  
(2006年)

3月15日

第1610号

毎月3回5の日に発行

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-4-2

TEL 03(3262)5237

発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.gr.jp

# 市議会旬報

## 議長への臨時会招集請求権付与など

### 地方自治法一部改正案が国会提出

議長に臨時会の招集請求権を認めることや、委員会の議案提出権を認めることなど議会制度改正事項を盛り込んだ地方自治法の一部を改正する法律案が3月7日閣議決定され、同日、国会に提出された。第28次地方制度調査会が昨年12月9日にまとめた答申を踏まえたもので、議会制度の見直しのほか、中核市制度も見直し、地方の自主性・自律性の拡大措置が講じられる。

議会制度の充実に向けた事項ではまず、議長への臨時会の招集請求権が付与される。

招集請求権は、議長が、長に対し、議会運営委員会の議決を経て、会議に付議すべき事件を示してできるとされ、議会運営委員会を設置していない議会は、従来どおり議員定数の4分の1以上の議員による招集請求となる。

議長による臨時会の招集請求があったときには、議長は、請求のあった日から20日以内に臨時会を招集しなければならないとする(第101条関係)。

議長に臨時会の招集請求権を認めることにより常任委員を選任することができる。

#### 委員会にも議案提出権

常任委員会、議会運営委員会、特別委員会にも議案の提出権が認められる。委員会は議会の議決すべき事件のうち、その部門に属する当該地方公共団体の事務に関し議案を提出でき、議案提出は文書をもってしなければならないとする(第109条、109条の2、110条関係)。

長の専決処分要件に関しては、「議会を招集する暇がない」を「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」と認めるときと明確化する(第179条関係)。

(第100条の2関係)。  
会議録の作成に関しては、電磁的記録によることも可能とし、電磁的記録による場合には、議長及び議会において定めた2人以上の議員が電子署名を行わなければならないとする(第123条関係)。

地方六団体に対しては、地方公共団体に新たに事務または負担を義務づけると認められる施策の立案をしようとする場合、地方六団体が内閣に対して意見の申し出ができるよう、各大臣から、その施策の内容となる事項を知らせるための情報の提供措置を講ずるものとしている(第263条の3関係)。

このほか、議会が、議案の審査、当該普通地方公共団体の事務に関する調査に必要な専門的事項に係る調査を、学識経験者等にさせることを可能とし、議会が学識経験者等の専門的知見を活用し、政策立案機能の充実を図るとする

## 道州制3案を例示

### 地方制度調査会が答申

第28次地方制度調査会(諸井度会長)は2月28日、東京・グランドアーク半蔵門で開いた総会で、「道州制のあり方に関する答申」をまとめ、同日、小泉首相に提出した。総会には、本会の国松誠会長が出席した。

答申は、現在の都道府県制

## 議員年金の改正法案を国会提出

政府

政府は3月7日、地方議会議員の退職年金や退職一時金の給付水準を12・5%引き下げることなどを盛り込んだ地方公務員等共済組合法の一部改正法案を閣議決定し、国会に提出した。改正法案は、地方議会議員年金制度検討会が取りまとめた報告書(本紙第1609号参照)を踏まえたもの。市町村合併等の影響で厳しい財政状況にある議員年金制度の長期的安定を図ることを目的としている。

(改正法案の要綱等は本会ホームページに掲載)

適当という考えを示した。具体的には、都道府県を廃止し、全国を9、11、13の広域ブロックに分ける3案を例示。地方支分部局等の事務をできる限り道州へ移譲するとともに、都道府県の事務を大幅に市町村に移譲すべきとした。また、議決機関として、直接選挙による議員からなる議会の設置を提言した。(地制調査会答申は本会ホームページに掲載)

# 17年度 本委員会

## 活動結果の概要

①

### 地方行政委員会

#### 1. 地方議会の権能強化

首相の諮問機関である第28次地方制度調査会(平成16年3月1日発足、任期2年)は「議会のあり方」を審議項目の一つとしており、17年12月9日に「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」を小泉首相に提出した(本紙第1601号に答申全文を掲載)。

答申には、①委員会の議案提出権②学識経験者等の専門的知見の活用③専決処分要件の明確化④閉会中の委員会委員の選任可能化⑤常任委員会の所属制限撤廃などが盛り込まれた。

その審議過程において、17年4月15日の同調査会専門小委員会に、本会を代表して会長代行の垣下文正・岡山市議会議長、都市行政問題研究会相談役の土井数馬・四日市市議会議長が出席し、意見を述べた(本紙第1578号)。

また、同年10月5日には、

### 議会制度に関する主な要望事項と地制調答申

要望事項	答申
1. 議長への議会招集権付与	議長に臨時会招集請求権を付与することとし、招集請求があるときには、議長は一定期間内に招集しなければならないものとすべき
2. 議決権の拡大	法定受託事務も議決事件の追加を認めることが適当である。法定受託事務に関する関与の特性等にかんがみ、法定受託事務と議会の議決との関係の整理について引き続き検討する必要がある
3. 専決処分の要件見直し	「議会を招集する暇がないと認めるとき」の要件を見直し、制度本来の趣旨に即した要件の明確化を図るべき
4. 議会の付属機関設置可能化	議会の審査又は当該地方公共団体の事務に関する調査のため必要があるときは、議決により、学識経験を有する者等に、個別具体的な事項について調査・報告させることを可能にするるとともに、複数の者の合議による調査、報告も可能とすべき
5. 議会の内部機関設置自由化	—
6. 調査権・監視権の強化	—
7. 議員の身分を「公選職」と位置付けるとともに、職務遂行の対価もふさわしい名称に改める	「公選職」にどのような法的効果を持たせるのか、政治活動と公務の関係をどのように考えるのか、などの論点があり、引き続き検討する必要がある

(注) 以上の7項目は、平成17年10月5日の三議長会緊急要望事項

「議長への議会招集権の付与」

答申では、三議長会が共通の要望事項として求めている

「議長への議会招集権の付与」

評議員会で、地方議会改革の早期実現を求める決議」を採

3. 国民保護法制の整備

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関

本会会長の国松誠・藤沢市議会議長ら三議長会の代表が、地方議会の充実強化に関する緊急要望を行ったほか、本委員会も7月、11月の委員会終了後、正副委員長が総務省など関係方面に実行運動を展開した。

本会では、議長に議長への臨時会招集請求権を付与することにとどまらず、引き続き検討する必要があるとされた事項も散見された(三議長会の主な要望と地制調答申は別表のとおり)。

2. 消防防災体制の拡充強化

消防関係補助負担金につ

本会会長の国松誠・藤沢市議会議長ら三議長会の代表が、地方議会の充実強化に関する緊急要望を行ったほか、本委員会も7月、11月の委員会終了後、正副委員長が総務省など関係方面に実行運動を展開した。

本会では、議長に議長への臨時会招集請求権を付与することにとどまらず、引き続き検討する必要があるとされた事項も散見された(三議長会の主な要望と地制調答申は別表のとおり)。

2. 消防防災体制の拡充強化

消防関係補助負担金につ

法制化と、次期地方制度調査会での議会に関する調査・審議の継続を求めている(本紙第1608号)。

なお、答申に基づく地方自治法の改正案については、3月7日、第164回通常国会に提出された(3面に議会関係部分を掲載)。

2. 消防防災体制の拡充強化

消防関係補助負担金につ

では、三位一体改革により、17年度予算で消防防災設備整備補助金のうち常備消防分が廃止・一般財源化されたことと引き続き、18年度予算においても消防防災設備整備補助金のうち、デジタル防災無線分、消防団分、自主防災組織分(17年度予算において38億2千万円)が廃止・一般財源化される。

さらに、消防防災施設整備補助金のうち、高機能消防指令センターに対する補助金の一部5億円分についても廃止・一般財源化される。

その一方、災害の多様化・大規模化を踏まえ、緊急消防援助隊設備整備補助金(義務的補助金)については、対前年度同額の50億円が確保された。

重傷事件の頻発化、凶悪犯罪の低年齢化、高齢者を標的とした振り込め詐欺等の被害増加など、急速な治安悪化が見られることを踏まえ、本委員会では今年度より治安対策の強化を要望事項に採り上げた。その結果、警察庁関係では、地方警察官が3千5百人増員されるほか、19年春までに「空き交番」をゼロにする「『空き交番』解消計画」が推進されている。

また法務省関係では、地方自治体と相互補完的に住民に法的サービスを提供する「日本司法支援センター(法テラス)」が18年4月に設立、同年10月業務開始予定となっている。

(担当・地方行政委員会)

# 地方自治法改正案(議会関係)

(部分抜粋)

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。  
七 不動産を信託すること。

第百条の二 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

第百一条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。

②議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

③議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

④前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。

⑤招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては七日、町村にあつては三日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

第百二条  
⑤臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前二項の規定にかかわらず、直ちに会議に付議することができる。

第百九条  
②議員は、少なくとも一の常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。

③前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、常任委員を選任することができる。

⑦常任委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属す

る当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議案に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

⑧前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。  
第百九条の二

③前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、議会運営委員を選任することができる。

⑤前条第五項から第九項までの規定は、議会運営委員会について準用する。

第百十条  
③前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、特別委員を選任することができる。

⑤第百九条第五項から第八項までの規定は、特別委員会について準用する。

第百二十一条 普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。

第百二十三条 議長は、事務局長又は書記長(書記長を置かない町村においては書記)に書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第二百三十四条第五項において同じ。)により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

②会議録が書面をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた二人以上の議員がこれに署名しなければならない。

③会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは、議長及

び議会において定めた二人以上の議員が当該電磁的記録に総務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならない。

④議長は、会議録が書面をもつて作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

第百三十条  
③前二項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に關し必要な規則を設けなければならない。

第百三十八条  
⑦事務局長及び書記長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する。

第百七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができな

いとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

第百九十五条  
②監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては四人とし、その他の市及び町村にあつては二人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

第百六十三条の三  
⑤各大臣は、その担任する事務に關し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、第二項の連合組織が同項の規定により内閣に對して意見を申し出ることができるよう、当該連合組織に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする。

(改正法案の新旧対照表等は本会ホームページに掲載)

# 議会 ニュース

## 3月6日～15日 3市誕生、1市編入

3月6日から15日にかけて、市町村合併により、新たに岩手県「久慈市」、長野県「上田市」、鹿児島県「出水市」の3市が誕生したほか、山梨県「北杜市」で編入合併があった。

新市の概要は次のとおり。

### 新たに誕生した市

- 久慈市(岩手県)
  - 合併日 3月6日
  - 合併関係市町村 久慈市、山形村
  - 議員定数 39人(在任特例)
- 上田市(長野県)
  - 合併日 3月6日
  - 合併関係市町村 上田市、丸子町、真田町、

### 編入合併した市

- 北杜市(山梨県)
  - 合併日 3月15日
- 武石村
  - 議員定数 34人
  - 出水市(鹿児島県)
    - 合併日 3月13日
    - 合併関係市町村 出水市、野田町、高尾野町
    - 議員定数 30人

790市
うち
指定都市 14市
中核市 37市
特例市 39市
一般市 677市
特別区 23区

## 親しまれる議会へ 能楽勉強会を開催

### 仙台市議会(宮城県)

仙台市議会では、議員有志で組織する仙台市議会議員文化懇談会の主催により、1月27日、議事堂内の委員会室において「能楽勉強会」を開催しました。

これは、仙台藩祖・伊達政宗公が能を振興したということもあり、伝統芸能である能楽の楽しさを議員自らが学ぶとともに広く市民にも理解していただくことを目的に、開かれた議会を目指す本市議会が平成18年第1回定例会を前にして開催したものです。

勉強会では、観世流能楽師の山中遊晶(やまなか・がしよ)氏を講師として迎え、一つひとつの舞や歌についての解説を交えながら「羽衣」や「葵上」の舞の一場面が披露されたほか、舞台装束への



「葵上」を舞う山中遊晶氏

衣替え、能面や装束などの展示も行われました。市内に住まいの山中氏は、小学校等で能の授業を行うなど精力的に普及活動を行っています。

当日は、議員をはじめ市民ら100人を超える参加者が

集まり、熱心に鑑賞していました。

参加した市民の中には、議会に来るのがはじめてという方もおられ、「能楽も市議会も初体験だったが、どちらも親しみがわいた。こうした機会をもっと増やして欲しい」など大変好評でした。

本市議会では、今後このような機会を設け、市民が気軽に訪れることができるような、親しまれ開かれた議会を目指していきたいと考えております。

(文・写真は議会事務局提供)

## 行事予定

- 3月27日 地方財政委員会
- 正副委員長会議(午後3時、豊川市)
- 3月27日 国会対策委員会
- 正副委員長会議(午後3時半、北九州市)
- 4月4日 市議会議員共済会
- 理事会(午後3時、全国都市会館)
- 4月6日 全国市議会議長会
- 正副会長会議(午後4時、根室市)
- 4月12日 全国自治体病院経営都市議会協議会
- 会計監査(午後2時、全国都市会館)
- 正副会長・監事・相談役会議(午後3時、ルポール麹町)

## 議事人事

- 議長 山城 下山隆史(2・14)
- 副議長 勝間田通夫(2・15)
- 都庁 野田貞之(2・16)
- 本庄 竹岡良藏(2・16)
- 亀岡 小松千秋(2・21)
- 松浦 藤原幸作(2・22)
- 湯上 泉 碩也(2・22)
- 瑞浪 寺井政博(2・23)
- 今治 田中周治(2・27)
- 中央(山梨) 渡辺勝司(2・28)
- 羽生

各務原	藤井国雄(2・28)	前橋	関谷俊雄(3・2)	鳩ヶ谷	鈴木秀夫(3・2)	副議長	有馬吾平(2・14)
都城	御殿場 佐々木大助(2・15)	御殿場	石野善司(2・16)	龜岡	小山和(2・16)	下関	間正 始(2・17)
本庄	松浦 椎山賢治(2・21)	松浦	堀井克見(2・22)	湯上	角田一民(2・22)	四街道	石山健作(2・22)
瑞浪	日比野 昭(2・22)	今治	近藤 博(2・23)	中央(山梨)	塚田徳夫(2・27)	羽生	斉藤 隆(2・28)
各務原	古田澄信(2・28)	小松	円地仁志(3・1)	前橋	細野勝昭(3・2)	鳩ヶ谷	岩井定一(3・2)
事務局長	中問俊幸(2・14)	都城	水上和夫(2・27)	中央(山梨)			

**お知らせ**

本紙3月25日付第1611号は、第1612号と併せ、4月5日付第1611・12号として発行します。